



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社マルハニチロホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 久 代 敏 男  
(コード番号 1334 東証第一部)  
問 合 せ 先 広報 I R 部長 川 文 人  
(TEL 03-6833-0826)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

発行済第二種優先株式全株を平成 22 年 7 月 12 日に消却したことにより、当該優先株式に関連する規定を削除することに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 28 日（火）  
定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 28 日（火）

以上

## (別紙) 定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12億株</u> とし、このうち 11 億 7,000 万株は普通株式、2,600 万株は第一種優先株式、 <u>400 万株は第二種優先株式</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>11億9,600 万株</u> とし、このうち 11 億 7,000 万株は普通株式、2,600 万株は第一種優先株式とする。
(自己の株式の取得) 第7条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当会社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または <u>各種の優先株式</u> のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当会社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。
(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式、 <u>第一種優先株式および第二種優先株式</u> の単元株式数は、1,000 株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式および第一種優先株式の単元株式数は、1,000 株とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第3章 第一種優先株式	第3章 第一種優先株式
(第一種優先配当金) 第12条 当会社は、第47条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（第3章および第3章の2では「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式	(第一種優先配当金) 第12条 当会社は、第47条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（第3章では「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株につき年20円

現行定款	変更案
<p>1 株につき年20円を上限として、当該第一種優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第一種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>を上限として、当該第一種優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第一種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
第13条～第20条 (条文省略)	第13条～第20条 (現行どおり)
<u>第3章の2 第二種優先株式</u>	(削除)
<u>(第二種優先配当金)</u>	(削除)
<p><u>第20条の2 当会社は、第 47 条に定める剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式 1 株につき年 80 円を上限として、当該第二種優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第二種優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>② ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(第二種優先配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第20条の3 第48条の規定は、第二種優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>(第二種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p><u>第20条の4 当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p><u>② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>(第二種優先株主の議決権)</u></p> <p><u>第20条の5 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削除)
<p><u>(第二種優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u></p> <p><u>第20条の6 当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p> <p><u>② 当会社は、第二種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	(削除)

<p><u>(第二種優先株式の取得請求権)</u></p> <p><u>第20条の7 第二種優先株主は、平成 22 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間（以下「第二種優先株式取得請求期間」という。）、当会社に対して当該第二種優先株式の取得を請求することができる。その場合、当会社は、当該第二種優先株式 1 株を取得するとの引換えに、第二種優先株式取得請求期間の始期の普通株式の時価を基準に当該第二種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める条件で普通株式を交付する。また、当会社は、普通株式の交付の条件の修正および調整の方法を、当該決議により定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(第二種優先株式の取得条項)</u></p> <p><u>第20条の8 当会社は、第二種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなった第二種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「第二種優先株式一斉取得基準日」という。）をもつて取得する。当会社は、第二種優先株式を取得するとの引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式 1 株の払込金相当額を、第二種優先株式一斉取得基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（以下「第二種優先株式一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、第二種優先株式一斉取得価額が第</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>二種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める下限交付価額を下回る場合には、当該下限交付価額をもって第二種優先株式一斉取得価額とする。</u></p> <p><u>② 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。</u></p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第20条の9 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p>	
第4章 株主総会	第4章 株主総会
第21条～第27条 (条文省略)	第21条～第27条 (現行どおり)
第5章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会
第28条～第36条 (条文省略)	第28条～第36条 (現行どおり)
第6章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第37条～第43条 (条文省略)	第37条～第43条 (現行どおり)
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第44条～第45条 (条文省略)	第44条～第45条 (現行どおり)
第8章 計 算	第8章 計 算
第46条～第48条 (条文省略)	第46条～第48条 (現行どおり)

以上